

地方分権改革の推進に向けた提言

地方分権改革については、今後、政府が、国の出先機関の改革に関する「工程表」を策定し、続いて、地方分権改革推進委員会が「第3次勧告」を取りまとめる予定となっており、まさに、第二期地方分権改革の総仕上げとも言うべき時期を迎えている。

今後、地方分権改革に向けた具体策が示される中で、各省庁の抵抗はますます激しくなることが予想される。

そこで、地方分権改革の当事者である我々は、真の地方分権改革の実現に向け、委員会の取組を積極的に後押しするとともに、勧告に則った地方分権改革推進計画の策定を促すため、政府及び地方分権改革推進委員会に対し、次の事項に取り組むよう、提言する。

1 事務・権限の移譲と国の出先機関の見直し

(1) 事務・権限の移譲

国と地方の役割分担を徹底的に見直し、住民に身近な行政に係る事務・権限の移譲については、これまでの勧告で地方に移譲すべきものとして仕分けられたものに止まらず、更なる移譲を進めること。

また、地方自治体が協力して事務・権限を担うことができるよう、より柔軟かつ多様な広域連携制度の充実を図ること。

(2) 国の出先機関の見直し

- ① 国の出先機関の改革に関する計画（工程表）の策定に当たっては、「第2次勧告」に示された、出先機関職員の「3万5,000人程度の削減」を明確に盛り込み、確実に実施すること。
- ② 地方振興局（仮称）、地方工務局（仮称）及び地方厚生局については、真に国が実施すべき事務・権限を明示して限定し、人員及び財源の規模を極小化するとともに、将来的には更なる縮小・廃止も含めて検討を行うこと。
- ③ 「地域振興委員会（仮称）」の設置にあたっては、住民によるガバナンスが徹底されるよう、会議の公開を原則とし、その協議において地方の意見が十分に尊重されるような仕組みにすること。

(3) 財源及び人員の取扱い

- ① 事務・権限の移譲と税財源の移譲は一体不可分であることから、事務・権限の移譲に見合う所要の地方の自主財源の確保について、地方との十分な協議を行い、その意見を踏まえながら具体的な仕組みや規模、工程を明らかにすること。

- ② 国の人材の地方への移管に際しては、定数や処遇等に係る一定のルールを地方との協議により定めた上、必要な人件費の措置を行うとともに、受け入れ側の各自治体の意見が確実に反映されるよう、個別協議の場を設けること。

2 地方の自主性の強化と地域ガバナンスの充実について

(1) 法制的な仕組みの見直し

- ① 法令による「義務付け・枠付け」について、自治事務に関するものは、廃止を前提とした措置とするとともに、法定受託事務に関するものについても、その目的を達成するために必要最小限度とすること。

また、地方自治体の自主性を損なうような、新たな「義務付け・枠付け」は一切行わないこと。

- ② 条例制定権を拡大するため、条例による法令の「上書き権」が認められるよう、関係法令を整備すること。

(2) 地方議会の制度改革

地方分権時代の議会に期待される役割と責任を十分果たしていけるよう、地方議会の自主性、自律性の確保と権限強化を図るため、議会活動を制約している関係法令の諸規定の緩和、議員の位置づけの明確化など地方議会の意向を踏まえた抜本的な制度改革を行うこと。

(3) 地方との協議の場の設置

地方に関わる事項についての政府の政策立案及び執行に関して、地方の意見が反映される協議の場として、「（仮称）地方行財政会議」を早急に、法律により設置すること。

3 地方税財政制度改革について

(1) 分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築

- ① 国と地方の役割分担に応じた税財源配分の実現を目指し、まずは早急に国と地方の税源配分5：5を実現すること。

なお、その際には、自治体によって不利益が生じることのないよう確実な税源移譲を行うとともに、地方消費税の充実などにより安定的な地方税体系を構築すること。

- ② 「三位一体の改革」で大幅に削減された地方交付税総額を復元・増額し、地方交付税の財源調整・財源保障機能を充実すること。
- ③ 暫定措置である地方法人特別税は速やかに地方税として復元すること。
- ④ 大都市圏の財政需要を的確に反映した地方税財政制度を確立すること。

(2) 国庫補助金改革等

- ① 地方が担うべき分野の国庫補助金を全額廃止し、所要額を税源移譲すること。
- ② 単なる補助負担率の引下げや、補助金額の縮小、交付金化は決して行わないこと。
- ③ 直轄事業負担金については、事業主体である国が負担すべきであり、責任の明確化のためにも速やかに廃止すること。
- ④ 国庫補助対象財産の財産処分の弾力化を徹底すること。

平成21年3月6日

内閣総理大臣 麻生太郎
総務大臣 鳩山邦夫
地方分権改革推進委員会委員長 丹羽宇一郎

} 様

神奈川県地方分権改革推進会議

神奈川県知事	松沢 成文
神奈川県議会議長	榎本 与助
神奈川県市長会会長	石渡 徳一
神奈川県市議会議長会会長	松中 健治
神奈川県町村会会長	島村 俊介
神奈川県町村議会議長会会長	笠原 俊一
横浜市長	中田 宏
横浜市会議長	吉原 訓
川崎市市長	阿部 孝夫
川崎市議会議長	鑄木 茂哉